

○美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第33—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽危険空家等の解消を図るため、老朽危険空家等の解体撤去に係る費用の一部を補助することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家 法第2条第2項に規定する特定空家等及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損傷し建築物でなくなった住宅を含む。
- (3) 準特定空家 昭和56年5月31日までに着工し、又は建築された木造の空家等で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号の規定により、構造の腐朽又は破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が25点以上であるものをいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は占有者、相続人その他の管理者をいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は町内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

(補助対象老朽危険空家等)

第3条 美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる老朽危険空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 個人又は法人が所有するものであること。ただし、法人の場合は、破産し、又は実態のない法人が所有するものに限る。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等公的機関が行う事業の補償の対象となっていないこと。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた者が解体撤去するものであること。

(5) 町内業者が元請として解体撤去するものであること。

(6) 美浜町空家等対策検討委員会において、別表に掲げる要件を全て満たし、補助金の付与が適当と判断したものであること。

(7) 美浜町暴力団排除条例（平成24年美浜町条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者が所有し、又は借用するものであること。

(8) 補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地を家族以外の者に譲渡し、又は贈与しないことに同意できる者が所有するものであること。ただし、借地の場合は除く。

（対象者）

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に存する老朽危険空家等の所有者等

(2) 前号の所有者等から老朽危険空家等の解体撤去について委任を受けた者

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費は、老朽危険空家等の解体撤去に要した費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の1以内とし、特定空家においては1件あたり50万円を、準特定空家においては1件あたり30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項中「50万円」とあるのは、「100万円」と、「30万円」とあるのは「60万円」と読み替える。

(1) 主たる構造が木造以外（老朽空家に限る）

(2) 延べ床面積が200平方メートル以上

(3) 敷地が狭あい道路沿い（幅員3メートル未満）又は未接道

3 前項の規定により算出して補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 補助金の交付は、第4条に規定する補助対象者1人につき1回を限度とする。ただし、同条第2号に定める者については、この限りでない。

（補助金交付の申請）

第7条 補助対象者は、解体着手前に美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添付して申請しなければならない。

- (1) 老朽危険空家等の位置図
 - (2) 老朽危険空家等の解体及び撤去に係る経費の見積書の写し
 - (3) 老朽危険空家等の現況写真
 - (4) 町税納税証明書
 - (5) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
 - (6) 老朽危険空家等の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状（様式第2号）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容を承認したときは、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業変更（中止）承認通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助金申請の取消しの申請があったとき。

(2) 交付決定者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適正な行為をしたとき。

(実績報告)

第11条 補助金の交付対象者は、老朽危険空家等の解体撤去が完了したときは、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 老朽危険空家等の解体撤去に要した経費を証する領収書の写し

(2) 老朽危険空家等の解体前写真、解体施工中の写真及び解体施工後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を確認の上、速やかに補助金の額を確定し、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、美浜町老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定者において偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

2 町長は、第3条第8号の規定により、補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地を家族以外の者に譲渡し、又は贈与した場合は、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(補助金の特例)

2 令和5年7月1日から令和11年3月31日までの間の補助金に係る第6条の規定の

適用については、同条第1項中「特定空家においては1件あたり50万円を、準特定空家においては1件あたり30万円」とあるのは「特定空家においては1件あたり100万円を、準特定空家においては1件あたり60万円を、倉庫、蔵等（物品の保管、収納の用に供するものをいい、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項第1号の規定により、構造の腐朽又は破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が100点以上であるものをいう。）においては1件あたり60万円」と、同条第2項中「「50万円」とあるのは、「100万円」と、「30万円」とあるのは「60万円」とあるのは「100万円」とあるのは、「150万円」と、「60万円」とあるのは「90万円」とする。

- 3 前項の規定を適用する間における様式については、適宜補正をすることにより、これを使用することができる。

附 則（令和2年7月1日告示第78号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第68号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日告示第75号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第58－8号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の付与が認められる要件

区分	要件
1	美浜町から助言、指導、勧告又は命令の対象となった空家であること。
2	倒壊又は屋根、外壁等の脱落、飛散等により、周囲に危険を及ぼすおそれのある空家であること。
3	単独の建物であること（長屋等の部分所有でないこと。）。
4	火災が原因による空家でないこと。
5	解体撤去後の土地に関し、適切な維持管理を確約できるものであること。
6	借地の場合は、土地所有者の解体撤去の承諾を得たものであること。